**ａ．新製品等の内容**

※　既存製品等との相違等を含め記載する。

**ｂ．新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始時期**

**ｃ．新製品等の連結売上高への影響**

**ｄ．新製品等の企業化のために特別に支出する額**

**ｅ．相手先の概要**

※　特定の相手先が取引の多くを占める場合に、相手先の概要を記載する。

※　記載すべき内容は「業務上の提携又は業務上の提携の解消」における開示事項「ｃ．提携又は提携解消の相手先の概要」を参照。

**ｆ．今後の見通し**

・　当期以降の業績に与える影響の見込みを記載する。

・　今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。

**ｇ．その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項**

（本行為が支配株主との取引等に関するものである場合）

**○　支配株主との取引等に関する事項**

・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。

・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

※　支配株主との取引等に関するものである場合とは、例えば、新製品等の主たる取引先として支配株主その他施行規則で定める者を見込んでいる場合が該当します。

**○（参考）当期業績予想及び前期実績**

・　参考として、上場会社が当連結会計年度に係る業績予想を公表している場合には、公表がされた直近の予想値の内容（新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出した場合には、新たな予想値の内容）及び前連結会計年度における実績を記載する。

※　新製品又は新技術の企業化を行うことについての決定に際して当連結会計年度に係る業績予想を新たに算出していない場合又は新製品又は新技術の企業化の業績に与える影響が見込まれない場合においても、当該内容を記載する。

※　新たに算出した予想値を記載する場合において、新製品又は新技術の企業化による影響以外の要素を考慮している場合には、その内容等についても、「業績予想の修正等」の適時開示を行う場合に準じて記載することが望ましい。